

評制の成立過程について

——国造制との関係を中心にして——

篠川 賢

はじめに

かつて私は、「日本書紀」の孝徳紀以降の国造関係記事に検討を加え、国造制（「旧国造制」）は、「大化革新」において評制が施行されたことによつて廢止されたのではない

く、その後も依然として存続したと考えられることを述べた。つまり、評制の施行は国造制の廢止に対応するものではなかつた、としたのである。⁽¹⁾しかし、評制それ自体、今日その成立過程・内容・意義等について、共通した理解が得られているわけではない。したがつて、右のように主張⁽²⁾するためには、評制自体についての私見を明らかにする必要があろうし、また評制下における国造の存在形態や存在意義等についても述べなければならないであろう。本稿では、そうした諸課題のうち、評制の成立過程について取りあげることにしたい。

さて今日、孝徳期において評が建てられたとすることについては、ほぼ異論はないといつてよいであろう。見解の分かれるのは、孝徳期において全面的に評制が施行されたとみるか、あるいはその時の建評は一部であり、天智期ないし天武・持統期と段階的に施行されていったとみるか（その場合も評制施行の画期をどの段階に求めるかの違いはある

が) という点である。そして、このような見解の相違をもたらす決定的要因として、「大化」後(孝徳期以降)の国造をどのように理解するかという問題が存在するのである。

この点について、前者の孝徳期全面施行説の立場からは、国造は郡(評)司とは質を異にした肩書、つまり郡(評)司のような官名ではなく地位的呼称であると説かれたり、あるいは、国造のクニは廢止されたが国造はなお一定の機能を果たしており、評制と国造制は次元を異にして共存したと説かれている。一方、後者の段階的施行説の立場では、

天武五年(六七〇)頃までは令制国一国一員の「新国造制」が成立したとみるのがふつうであるが、孝徳期以降の国造(「旧国造」)の存在は、その時のその地における評制の未成立を示す(つまり評制の施行は国造制の廢止に対応する)と解されているのである。私は前者の説を妥当とするのであるが、評制の全面的施行とともに国造制は再編されて存続したと考えるのであり、孝徳期以降の国造については、それを郡(評)司とは質の異なる肩書とみる説にも、また、国造は存続したが国造のクニは廢止されたとみる説にも、同意することができない。

以下、孝徳期における建評関係の史料、ないし評の存在

を示す史料に即して、私見を述べていくことにしたい。

一、『常陸國風土記』の建郡(評)記事

第一に取りあげるべき史料は、『常陸國風土記』に載る次の四つの建郡(評)記事であろう。

(A) 多珂郡条

古老曰。(中略) 其後至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世。癸丑年。多珂国造石城直美夜部。石城評造部志許赤等。請申物領高向大夫。以所部遠隔。往来不便。分置多珂石城二郡。(後略)

(B) 香島郡条

古老曰。難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世。己酉年。大乙上中臣□子。大乙下中臣部鬼子等。請惣領高向大夫。割下總国海上国造部内輕野以南一里。那賀国造部内寒田以北五里。別置神郡。(後略)

(C) 行方郡条

古老曰。難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世。癸丑年。茨城国造小乙下壬生連麿。那珂国造大建壬生直夫子等。請惣領高向大夫。中臣幡織田大夫等。割茨城地八里。

(那珂地□里)。合七百余戸。別置三郡家。(後略)

(D)信太郡条(『秋日本紀』卷十所引)

古老曰 御宇難波長柄農前宮之天皇御世。癸丑年。小山上物部河内。大乙上物部会津等。請物領高向大夫等。

分筑波茨城郡七百戸。置信太郡。(後略)

これらの記事をいかに解釈すべきかという点については、すでに旧稿⁽⁷⁾および旧著⁽⁸⁾で論じたところであり、ここでは現在の私見の結論のみを箇条書にして掲げておこうと思う。ただし、旧稿・旧著での考えを改めたところもあり、その点は注を付し、注においてその理由を述べておくこととする。

(1)これらの記事は、「郡」字が使われていることに示されるように風土記編纂時の用語によつて書かれている

が、それぞれの記事内容については、己酉年(大化五年=六四九年)・癸丑年(白雉四年=六五三年)と干支で記された建評年次を含めて、その信憑性を疑う必要はない。

(2)それぞれの建評申請者の表記は、(C)の壬生直夫子が大建という天智三年(六六四)制定の冠位を帯びていることに示されるように、いずれも風土記編纂当時から

みての最終的身分表記と考えられる。

(3)したがつて、(A)に多珂国造石城直美夜部、(C)に茨城国

造小乙下壬生連麿、那珂国造大建壬生直夫子はあるのは、彼らが建評後の最終段階で国造を称していいたことを示しているのであり、しかもこの場合の「国造」は特定個人に与えられる官職ないし地位としての国造(本来の意味での国造)とみてよく、これらの記事は、評制施行後も依然として国造制の存続していたことを示す史料の一つということができる。

(4)各記事には二名ずつ建評申請者が掲げられているが、それらの申請者は、いずれもその評の初代官人に任せられたと推定される。

(5)(A)は白雉四年に多珂国造のクニの内部にそれを二分して多珂評と石城評が建てられたことを述べているが、建評申請者の多珂国造石城直美夜部と石城評造部志許赤とは、石城評の方の初代官人に任せられた人物とみるべきである。

(6)多珂・石城二評分置後も依然として二評を合わせた範囲の多珂のクニは存在し、石城直美夜部は最終的にその多珂国造であつたと解される。

(7) (B)・(D)の建評申請者は地方伴造の地位にあつたと推定されるが、それぞれの地域（評）において実質的支配権を有していた伝統的首長層と考えられる。

(8) (C)の場合も、建評申請者の茨城国造壬生連麿と那珂国

造壬生直夫子が行方評の初代官人に任せられたと解すべきであり、壬生連麿は、建評申請時に茨城国造であつた別の人物のあとを受けて、その後最終的に茨城国

造に任せられたものと考えられ、同様に壬生直夫子も、行方評の官人から最終的に那珂国造に任せられた

ものと考えられる。

(9) 評は国造のクニを分割・合成立して建てられているのであり、評制の施行に際しては、当然国造制の再編も行なわれたとみなければならぬ。

(10) 評制施行後の茨城国造のクニの範囲は、茨城評と信太評とを合わせた範囲ないし茨城評一評であつたと考えられ、那珂国造のクニの範囲は、行方評・香島評・那珂評の三評を合わせた範囲であつたと考えられる。

(11) 建評はいずれも存地首長層が惣領に申請することによつて行なわれており、評制の施行は上から画一的に行なわれたのではなく、在地首長層の動向と密接に関係

した行為であつたことが明らかである。

(12) 常陸地方においては白雉四年の段階でほぼ全面的建評がなされたと考えられるが、建評が在地首長層の動向に密接にかかわったものであつたならば、全国的評制施行の時期を、白雉四年とかあるいは大化五年といった单一の年度に求めるのは妥当ではなく、それは孝徳期という一定の期間に求めるべきである。

(13) (B)・(C)・(D)によれば、建評は評内の人々の「里」「戸」による編成・掌握を前提としているが、その「里」「戸」による編成・掌握は、「大化」の「造籍」によって行なわれたところの、評制施行の準備のためのもの（評制施行と一体のもの）であつたと考えられる。⁽¹⁰⁾

『常陸國風土記』の建評記事は、評の成立過程を最も具体的に伝えている史料であるが、これについての現在の見解は、およそ右のとおりである。風土記の建評年次を疑う説もあるが、それならばなぜ「己酉年」「癸丑年」という独特の干支を伝えているのか、という点が説明されなければならないであろう。しかしこの点について、納得のいく説明はなされていないと思われる。⁽¹²⁾

一、伊勢神郡（評）の建評史料

『常陸國風土記』の建評記事に次いで検討すべきは、伊勢三神郡（評）の成立過程を述べた次の二つの史料であろう。

(E)『皇太神宮儀式帳』

一、初神郡度会多氣飯野三箇郡本記行事。

右從纏向珠城朝庭以来。至于難波長柄豊前宮御宇天万豐日天皇御世。有爾鳥墓村造神廟。為雜神政行^所仕奉支。而難波朝庭天下立レ評給時^仁。以三十鄉分^仁。度會乃山田原立三屯倉^仁。新家連阿久多督領。儀連牟良助督仕奉支。以三十鄉分。竹村立三屯倉。麻統連広背督領。磯部真夜手助督仕奉支。同朝庭御時^仁。初太神宮司所稱神廟司。中臣香積連須氣仕奉支。是人時^仁。

度會山田原造御厨^仁。改神廟止云名^仁号三御厨。即号太神宮司^仁。近江大津朝庭天命開別天皇御代^仁。以甲子年^仁。小乙中久米勝麻呂^仁。多氣郡四箇鄉申割^仁。立飯野高宮村屯倉^仁。評督領仕奉支。即為^仁公郡之。右元^仁三箇郡攝^仁一處。太神宮供奉支。所割分由顯如^仁件。

賜伊勢國內磯部河以東^{天同本紀}神國定奉。人等率。荒御魂宮地乃荒草木根薙掃。大石小石取平天。大宮奉レ定支。爾時大幡主命白久。己先祖天日別命。命神國造并大神主定給支。又云。難波長柄豊前宮御世。飯野多氣度相惣一郡也。其時多氣之有爾鳥墓立レ郡。

度會坪也。

即大幡主

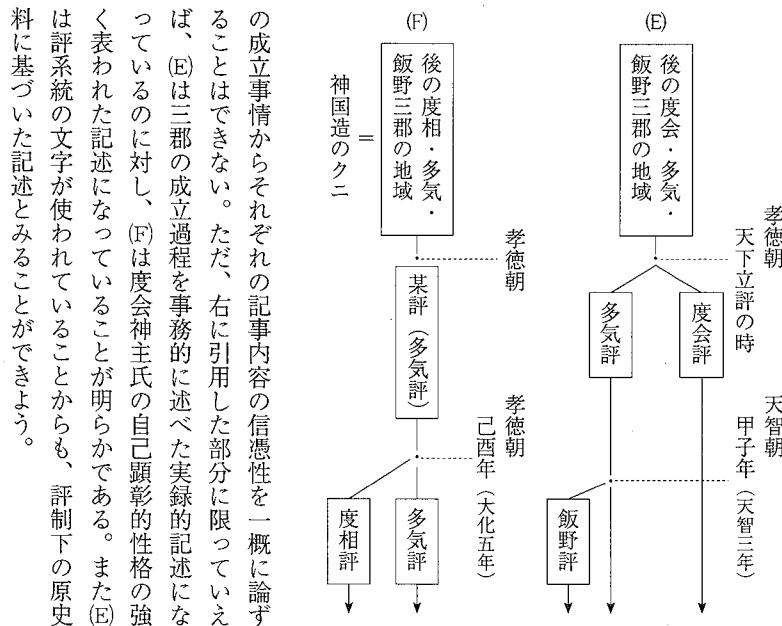
度會坪也。

即大幡主

度會神主先祖也。

これまでの研究は、矛盾した内容の二つの史料を、いかに整合的に解釈するかということで行なわれてきたが、一致した見解は得られていない。⁽¹³⁾ (E)・(F)それぞれが述べるところの評の成立過程を図示すると、次頁の図のようになる。

まず両者の史料性の問題であるが、『皇太神宮儀式帳』は延暦二十三年（八〇四）の成立、「大同本紀」は大同二年（八〇七）の成立であり、両書ともほぼ同じ時期にまとめられており、前者は内宮の荒木田神主氏の立場、後者は外宮の度會神主氏の立場から書かれている。したがって、両書



の成立事情からそれぞれの記事内容の信憑性を一概に論ずることはできない。ただ、右に引用した部分に限つていえば、(E)は三郡の成立過程を事務的に述べた実録的記述になつてゐるのに対し、(F)は度会神主氏の自己顕彰的性格の強く表われた記述になつてゐることが明らかである。また(E)は評系統の文字が使われていることからも、評制下の歴史史料に基づいた記述とみることができよう。

両者の内容が矛盾する点の一つに、度会（相）評の初代官人を(E)は新家連阿久多・磯連牟良とし、(F)は神主奈波・神主針間としている点があげられるが、(F)の神主奈波は、「豊受太神宮禰宜補任次第」によれば、孝徳朝の太神宮大神主であつた神主吉田の子で持統朝の大神主神主祖父の父とされており、すでに指摘されているとおり、天智期前後の人物とみるのが妥当であろう。⁽¹⁵⁾つまり、度会評の初代官人は(E)にいうところが正しく、(F)は、度会氏が自氏を建評以来の郡領氏族であると主張するために、実際は天智期前後の官人であつた自氏の二人を初代官人としたというよう考へられるのである。とするならば、同じく(F)において、後の三郡を合わせた地域はかつて神国とされ、度会神主氏の祖の大幡主命が神国造に任せられたとあるのも、(E)には神国・神国造のことはまったく記されていないのであり、同様の意図から度会神主氏によつて作られた話とみるべきではなかろうか。(F)の記述に基づいて、神国造のクニが廢されてそこに度会・多氣の二評が建てられた、といった理解も示されているが、疑問であろう。

(E)と(F)とを、それぞれの記事内容のすべてを生かして整理に整合させようとすると必要はないのであり、三郡（評）

の成立過程については、(E)に従つて理解すればそれでよいのではないかと思う。⁽¹⁵⁾ 孝徳朝以前は「一処」として「神唐」のものと太神宮に奉仕していた地域（人々）が、孝徳朝の「天下立評」の際にます度会・多氣の二評となり、次いで天智二年に多氣評から飯野評が分立して三評となつた、という(E)の記述は、事実を伝えたものとみてよいであろう。

孝徳朝以前の「一処」はおそらく伊勢国造のクニに含まれていたと考えられるが、(E)には「天下立評」に際して国造のクニが廢されたというようなことは一切書かれていないのであり、そうしたことを推測させる記述もまったくみえないのである。なお、ここに「難波朝庭天下立レ評給時」という表現のみえることは、いうまでもなく孝徳期における全面的評制の施行を示すものであろう。

三、その他孝徳期の評関係史料

以上の『常陸國風土記』(A)～(D)、『皇太神宮儀式帳』(E)、『大同本紀』(E)のほかにも、孝徳期における建評、ないし評の存在を示す史料として、次の諸史料 (G)～(M) をあげることができる。

(G) 法隆寺献納觀音菩薩立像（東京国立博物館蔵）台座銘
辛亥年七月十日記。笠評君名左古臣。辛丑日崩辰時。

故兒在布奈太利吉臣。⁽¹⁷⁾ 又伯在古臣一人乞願。

「笠評」は旦波国加佐評⁽¹⁷⁾（後の丹後国加佐郡）に相当するか、あるいは吉備の笠臣氏（笠臣国造）にかかる評とみられるが、「辛亥年」が白雉二年（六五一）にあたることはまず間違いないく、これは孝徳期における評の存在を示す確実な史料ということができる。なお、岡山県立博物館蔵の「馬評」銘須恵器や、小松市那谷町出土の「与野評」銘須恵器は、七世紀中頃の製作とみられており、松山市南久米町出土の「久米評」銘須恵器も、孝徳期における久米評の存在を示すものとされている。⁽¹⁹⁾

(H) 『播磨國風土記』宍禾郡比治里条

比治里下中所以名比治者。難波長柄豐前天皇之世。

分^ノ揖保郡^ノ作^ノ宍禾郡^ノ之時。山部比治。任為里長。

依^ニ此人名。故曰^ニ比治里。

ここには、孝徳朝に揖保郡（評）を割いて宍禾郡（評）が建てられたとあるが、この記事からは揖保評の建てられた時期はわからない。ただ『常陸國風土記』の建評記事などを参考にするならば、同じ孝徳朝においてまず揖保評が

建てられ、次いでその揖保評から穴禾評（穴粟評⁽²¹⁾）が分割されたとみてよいであろう。そしてはじめの揖保評建評段階については、播磨西部の針間国造のクニ⁽²²⁾がそのまま揖保評になつたとみるよりは、はじめから針間国造のクニを揖保評や志加麻評（後の飫磨郡）などいくつかの評に分ける形で建評された（針間国造のクニが廃されたということではない）、とみる方が自然である。針間国造の本拠地は、風土記の記事内容や古墳群の存在形態などから志加麻評の地にあつたと推定されるのであり、もし、はじめの段階で針間国造のクニがそのまま評になつたのであれば、その評は、

揖保評ではなく、針間評とか志加麻評とか名づけられてしきるべきであろう。なお、この記事は、孝德期における「里長」の存在を示す記事としても注目されるものである。

(I) 「海上国造他田日奉部直神護解」

謹解 申請海上郡大領司仕奉事

中宮舍人左京七条人從八位下海上国造他田日奉部直神護我。

下總国海上郡大領司爾仕奉止申故波。神護我祖父

飛鳥朝庭少領司爾仕奉支。又外正八位上給。藤原朝庭爾大領司爾仕奉支。兄外從六位下勲十二等国足。奈良

朝庭大領司爾仕奉支。神護我仕奉状。故兵部卿從三位藤原卿位分資人。始養老二年至神龜五年。十一年。中宮舍人。始天平元年至今廿年。合卅一歳。是以祖父父兄良我仕奉祁留次爾在故。^爾海上郡大領司爾仕奉止申。

これは、天平二十年（七四八）に、海上国造他田日奉部直神護が出身地の下總国海上郡の大領に任せられることを申請した解であり、ここで神護は、祖父の忍は孝德朝の「少領司」であつたと述べている。「少領司」は当時の用語とはみなせないが、「大領司」ではなくわざわざ「少領司」とあることからして、忍が孝德朝の海上評次官であつたことは事実と認めてよいであろう。なお、「大化」後の国造を郡（評）司とは質を異にした肩書とされる薗田香融氏は、右の史料の「海上国造」を一種の職名もしくは地位を示す呼称であるとしてそのように説かれたのであるが、右の「海上国造」は磯貝正義氏が明確に論ぜられたとおり、氏姓（複姓）の一部とみて間違いないであろう。

(J) 「日本三代実録」元慶三年十月戊寅条

（前略）河内国高安郡人常陸權少目從八位上常澄宿禰

秋雄。（中略）等六人。賜姓高安宿禰。秋雄等自言。先祖。後漢光武帝。孝章皇帝之後也。裔孫高安八公陽倍。

天万豊日天皇御世立_三高安郡。(後略)

これによれば、孝徳朝に河内国高安郡が建てられたとい
うのであるが、この点は、孝徳期全面評制施行説の立場に
立ちつつも畿内はその限りではなかつたとされる大山誠一
氏によつて、当然のことながら疑問であるとされている。
たしかに、元慶三年(八七九)当時の改賜姓を請うた言上
の内容に、どの程度の信を置き得るか、不安がないわけで
はない。しかし、少なくとも右の記事からは、当時、畿内
の郡(評)も孝徳朝に建てられたとする認識が広く存在し
ていたことは認められるのであり、その認識 자체も注意さ
れてよいと思う。

(K)『因幡国伊福部臣古志』都牟自臣条

第廿六代乙上都牟自臣

久遲良臣之兒。母曰熊媛也。娶同族祖代乃臣女子

伊比頭壳。生_三兒大乙上國足臣。今別奉仕法美郡

又娶味野伊和塙古君之女小宮刀自。生_三子小乙中与會布。次進

廣式与佐理。奉仕邑美郡是大乙上都牟自臣。難破長

柄豊前宮御宇天万豊日天皇。二年丙午。立_三水依評

任レ督。授_二小智冠。尔時因幡國為_二郡更無_一他郡。

三年丁未。授_二小黑冠。五年己酉。授_三大乙下。後岡本

朝庭四年戊午。授_二大乙上。同年正月。始壞_三水依評。
作_二高草郡。以_三同年三月十一日死去也。自_二天万豊日

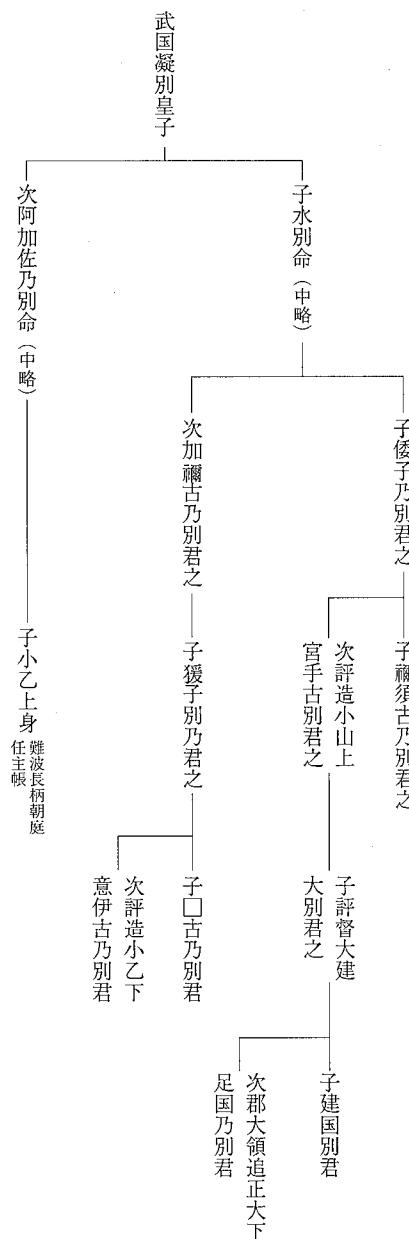
天皇元年壬寅。至于延暦三年甲子。一百冊三歳。

ここでは、孝徳天皇の「二年丙午」(大化二年)に水依評
が建てられ、伊福部臣都牟自がその督に任せられたとあ
る。大化二年という年次については、改新詔との関係から
疑問も持たれているが、孝徳朝に水依評が建てられ、その
時因幡国は水依評一評であつたということ、その後齊明天
皇四年(六五八)に水依評を分割して高草郡(評)が建てられ
たということ、これらは事実の伝えとみてよいであろう。
『因幡国伊福部臣古志』の史料性については、右に引用し
た第一十六代都牟自までの系譜は、その序文に記されてあ
るよう、伊福部臣富成によつて延暦三年(七八四)に選
述されたものとみてよいとされている。

ところで、この『古志』には、第十六代の伊其和斯彦宿
禰が成務朝に稻葉(因幡)国造として派遣されて以来、代々
伊福部臣氏が国造を世襲してきたとあるが、この点は疑わ
しいとみられている。「国造本紀」の稻葉国造条には「志
賀高穴穂朝御世。彦坐王兒彥多都彥命。定_二賜国造」とあ
つて、右の伊福部臣氏の伝承とは異なつており、大己貴命

を始祖とする伊福部臣氏と、「国造本紀」の稻葉国造氏とは別氏である。八世紀の因幡国高草郡および八上郡の郡領家として知られるのは、高草郡の采女で宝龜二年（七七二）二月に国造から因幡国造に改賜姓し、同年十一月に因幡国造に任せられた淨成女³²や、宝龜五年二月に国造から因幡国造へ改賜姓した八上郡員外少領の宝頭³³の存在などからうかがえるように、国造・因幡国造を氏姓とした一族であつて、この一族が、「国造本紀」にいう稻葉国造氏であり、

実際に稻葉（因幡）のクニの国造であつた一族であろう。³⁴ すると、孝徳期当時、一評で構成されていた因幡国の水依評の長官には、因幡国造ではなく、別の一族の伊福部臣都牟自が任せられたということになるが、この点は、私見にとつては注目されるところである。もし孝徳期に国造制が廃止されて評制が施行されたのであれば、おそらく水依評の長官にはそれまでの因幡国造が任せられたであろう。ところがそなはならなかつたのであり、それは、孝徳



期において評制が施行されても国造制は依然として存続し、因幡国造は依然として国造のままであったから、と解釈されるのではなかろうか。

(L)『和氣系図』(『円珍系図』)……前頁の図参照

この系図は、平安前期に書写された現存最古の堅系図⁽³⁵⁾として著名なものであり、その史料性は高く評価されている。

系図は大きく二つの系統に分けられ、水別命の系統は、伊

予国の別公氏の系図であり、そこに「評造」「評督」「郡大領」などとみえるその評(郡)は、伊予国和氣評(郡)⁽³⁶⁾のこととみられている。評造小山上宮手古別君は、小山上の冠位を持つことや、子の評督大建大別君が大建の冠位を持つことなどから、孝徳期前後の人物とみて間違いないであろう。また阿加佐乃別命の系統は、讃岐国の因支首(和氣

公)氏の系図とみられるが、小乙上身の譜文に「難波長柄

朝庭任主帳」とあることからすると、これも孝徳朝における評(身が「主張」に任せられた評は、おそらく後の讃岐国那珂郡ないし多度郡に相当する評であろう)⁽³⁷⁾の存在を示す史料ということになろう。ただし、この譜文については疑問も提出されており、身は、貞觀九年二月十六日付の「讃岐国司解」には「忍尾五世孫少初位上身」とあることから、実際は八

世紀前半の人物ではなかつたかとされるのである。⁽³⁸⁾

(M)『栗鹿大神元記』神部直万侶・根閑条

都牟自兒。大九位神部直万侶。娶神部直○之女子秦女。 郡領并国造県領定賜。于レ時朝来郡国造事取持申。即大九位叙仕奉。(中略)

万侶兒。神部直根閑。

右人。後岡本朝庭御宇天豊財重日足姫天皇御世時。但馬国民率。新羅誅仕奉。即返參來。同朝庭御宇。

始叙³⁸朝来郡大領司。所レ擬仕奉。又近江大津宮御宇天命開別天皇御世。庚午籍勘造日。依書算知而國政取持。国造県領并殿民源之是非。勘定注朝庭進。即庚午年籍。栗鹿郷上戸主神部直根閑。年卅矣。

(後略)

これによれば、神部直万侶は、孝徳朝に「天下郡領并国造県領」を定めた時に、「朝来郡国造事」を取り持ち申して仕奉し、その子の根閑は、齊明朝にはじめて「朝来郡大領司」に任せられ仕奉した、というのである。万侶の譜文に「難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇御世。天下郡領并国造原領定賜」とある「天下」の表記に注意するならば、こ

れは孝徳朝における全面的評制の施行を示す史料ということにならうし、また「郡領并国造県領」に注意するならば、評制の施行とともに国造制の再編がなされたことを示す史料とみることもできよう。『粟鹿大神元記』の史料性については、その原形（右の譜文を含む系譜部分）は冒頭の記載や奥書きにあるとおり、根闇自身によつて和銅元年（七〇八）に作成されたものとみてよいとされている。³⁹⁾

なお、右の譜文においては、朝来郡（評）がいつ成立したかはつきりしないし、孝徳朝に万倍が取り持ち申したといふ「朝来郡国造事」というのも難解である。「朝来郡国造」を「朝来郡の国造」と読み、「朝來評造」と同義であるとする説もあるが、疑問ではないかと思う。「某郡国造（某郡の国造）」というのは他に用例のない表現であり、ここは、「朝来郡の国造の事」と読むではなく、「朝來郡にて国造の事」と読み、万倍がその本拠地である朝来郡の地において国造（但馬国造）の事を取り持ち申したの意に解するのがよいのではなかろうか。ただし、そのように解したからといって、万倍が実際に但馬国造であつたかどうかはまた別の問題である。たしかにこの『元記』では、神部直速日が成務朝に但馬国造に定められたとあり、神部直氏

を国造の家柄であると主張しているが、実際に但馬国造を世襲した一族は、但馬君（日下部君）氏であつたとみるべきであろう。「国造本紀」但連麻国造条には「志賀高穴穂朝御世。竹野君（高穴穂）同祖彦坐王五世孫船穂足尼。定⁴⁰⁾賜国造」とあり（なお吉備風治国造条には多連麻君の名がみえる）、『古事記』開化天皇段にも彦坐王（日子坐王）の四世孫大多半坂王を多連麻国造の祖としている。律令制下における但馬國養父郡・朝来郡の郡領家であり、国造兵衛を出したこともある日下部宿禰氏⁴¹⁾は、右の但馬君氏と同族であろう。神部直氏が国造であつたと主張したのは、先にみた(F)の度会神主氏、(K)の伊福部臣氏などと同様、自氏が郡領に任用されるべき伝統的な名族、すなわち、選叙令にて郡領への優先任用が定められている国造の一族、であることを示そうとしたためと考えられる。

むすび

以上、孝徳期における評制の施行なし評の存在を示す史料についてみてきたが、これらによれば、孝徳期に全面的に評制が施行されたとみるのが最も自然な解釈であるこ

とは明らかであると思う。なお、評制の段階的施行説の立場から、その史料的根拠としてあげられるものに、『日本靈異記』上巻第十七話と、那須国造碑文がある。前者は、伊予国越智郡の大領の先祖の越智直が、百濟救援軍に加わり、帰国した後に越智郡（評）を建てたというものであり、後者は、那須国造那須直章提が、持統三年（六八九）に那須評督に任せられたというものである。⁽⁴²⁾しかし、すでに鎌田元一氏や森公章氏が述べられているように、前者の越智評は既存の某評からの分立とみて何ら差し支えなく、後者の場合も、那須評がこの時にはじめて成立したとはいっておらず、それ以前から存在していたと解して問題のないものである。

また、孝徳期全面施行説の立場からしばしば指摘されてきたことであるが、後に郡領の任用に関して「難波朝廷以還。譜第重大」（『続日本紀』天平七年五月丙子条）、「昔難波朝庭。始置諸郡。仍挾有勞。補於郡領。子孫相襲。永任其官」（『類聚国史』卷十九国造、延暦十七年三月丙申条）、「夫郡領者。難波朝庭始置其職。有勞之人。世序其官」（『日本後紀』弘仁二年二月己卯条）などといわれたことも、注意されなければならない。これらの文章を素直に読むな

らば、孝徳期に全面的に郡（評）が施行されたと解するの

は当然のことなのである。

そしてさらに、ここで私が主張したい点は、本稿で取りあげた(A)・(M)の諸史料において、評制の施行が国造制の廢止によることを示すような史料は一切存在せず、逆に国造制の存続を示す史料は(A)・(C)・(K)・(M)といくつか存在する、ということである。『日本書紀』の孝徳紀以降の国造関係記事からだけではなく、孝徳期の郡（評）関係史料（『日本書紀』以外）からも、その後の国造制の存続がうかがえるのである。

注

(1) 指著『国造制の成立と展開』吉川弘文館、一九八五年、一四二一～一八三頁他。

(2) 評の研究史については、山尾幸久「評の研究史と問題点」⁽⁴³⁾（『日本史研究』三四一、一九九一年）参照。

(3) 蘭田香融『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年、

第八章「律令国郡政治の成立過程」。鎌田元一「評の成立と国造」（『日本史研究』一七六、一九七七年）。大山誠一「大化改新像の再構築」（井上光貞博士還暦記念会編『古代史

論叢』上巻、吉川弘文館、一九七八年)。森公章「評の成立と評造」(『日本史研究』二九九、一九八七年)等。

(4) 関晃「大化の郡司制について」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上巻、吉川弘文館、一九六一年)。

井上光貞『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年、

第Ⅱ部第二章所収「大化改新の詔の研究」。関口裕子「『大化改新』批判による律令制成立過程の再構成」上・下(『日本史研究』一三二・一三三、一九七三年)。米田雄介『郡

司の研究』法政大学出版局、一九七六年、第二章第一節「評の成立と構造」。渡部育子『郡司制の成立』吉川弘文館、

一九八九年。山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年、第三章「古代地方官衙の成立と展開」、等。

(5) 蘭田香融『日本古代財政史の研究』前掲、三三九～三四〇頁。

(6) 鎌田元一「評の成立と国造」(前掲)七五頁。

(7) 拙稿「律令制成立期の地方支配」(佐伯有清編『日本古代史論考』吉川弘文館、一九八〇年)一三二～一五〇頁。

(8) 拙著『国造制の成立と展開』前掲、一七六～一八一頁。

(9) このことを最初に明快に主張されたのは鎌田元一氏である(鎌田元一「評の成立と国造」(前掲)五六～六二頁)が、

私は、鎌田氏の「国造」理解(すなわち、(A)の多珂国造石代官人に任せられたと考へて、何ら支障はないということ

城直美夜部・(C)の茨城国造壬生連磨・那珂国造壬生直夫子の「国造」は、国造その人を指すのではなく、国造一族の人物全体にかかる身分的称号であるとする理解)を疑問とし、旧稿(注(7))・旧著(注(8))においては、国造が建評申請者である(A)・(C)の場合は、申請者を初代官人に任せられた人物と考えるのは不自然であるとした。しかしそれは、多珂国造石城直美夜部・茨城国造壬生連磨・那珂国造壬生直夫子らを、それぞれ建評申請時においてすでに国造であつたとみていたための失考であつた。これらの「国造」を国造その人(本来の意味での国造)とみるべきであると考えていることに現在も変わりはないが、建評申請者の表記が最終的身分表記であるとしたならば、八木充氏や榎英一氏の指摘されるように(八木充『日本古代政治組織の研究』塙書房、一九八六年、前編第六章「律令制民衆支配の成立過程」一四七頁)榎英一「常陸國風土記立郡記事の史料的性格」(『日本歴史』五五五、一九九四年)一一～一二頁)、建評申請時において、石城直美夜部・壬生連磨・壬生直夫子らがすでに国造であつたと解する必要はまったくなかつたのである。そして、そうであつたならば、(A)・(C)の場合も、建評申請者の彼らがそれぞれその評の初代官人に任せられたと考へて、何ら支障はないということ

になるであろう。ここに旧私説を訂正しておくことにした。したがって、以下本文の(5)・(6)・(8)の諸点についても、同じ理由で旧私説とは異なる見解となつてゐる。

(10) 旧稿（注（7））一三四～一三五頁では、「里」「戸」の数は、建評当時のものではなく、風土記編纂当時の里・戸数を示しているとしたが、本文のように訂正したい。なお、この点については、米田雄介「郡司の研究」前掲、一〇四～一〇七頁他、大山誠一「大化改新像の再構築」（前掲）

四九三～四九六頁他、等参照。

(11) 実際の建評は天智朝であつたとする説に、志田諱一『常

陸風土記とその社会』雄山閣、一九七四年、第三章二「孝德朝の評の設置」、関口裕子「大化改新」批判による律令制成立過程の再構成』下（前掲）等があり、天武十一年から十三年頃であつたとする説に、山尾幸久「孝徳紀の東国國司詔の史料批判」（『日本史論叢』一一、一九八七年）、中村聰「常陸國風土記」と立郡記事』（『日本思想史研究会会報』一二、一九九四年）等がある。

(12) 己酉年が『日本書紀』に「置八省百官」（大化五年二月是月条）とある年にあたること、癸丑年が風土記の撰進を命じた和銅六年から干支一巡繰り上げた年にあたることを理由とする説（八木充『日本古代政治組織の研究』前掲、

一四五頁。ただし八木氏は、(A)～(D)の建評が孝徳朝であつたことは認めておられる）、また、「酉年が建郡（評）申請者（郡領の譜第）にはじめて冠位が与えられたその冠位の定められた年であることに注目する説（山尾幸久「大化年間の国司・郡司」）『立命館文学』五三〇、一九九三年）七二～七三頁注⑤。中村聰「常陸國風土記」と立郡記事』（前掲）一八～一九頁）、などが示されているが、すでに指摘があるとおり、いずれも説得力に富んだものとは思われない。榎英一「常陸國風土記立郡記事の史料的性格」（前掲）

一二頁他参照。

(13) 田中卓「郡司制の成立」上（『社会問題研究』二一四、

一九五二年）。直木孝次郎「神話と歴史」吉川弘文館、一九七一年、第三十一「古代の伊勢神宮」。菟田俊彦「神國造から神郡司へ」（『国学院雑誌』六八～三、一九六七年）。蘭田香融「日本古代財政史の研究」前掲、第八章「律令国郡政治の成立過程」。熊田亮介「律令制下伊勢神宮の経済的基盤とその特質」（関晃教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館、一九八〇年）。森公章「評の成立と評造」（前掲）。山尾幸久「大化年間の国司・郡司」（前掲）、等参考。

(14) 田中卓「郡司制の成立」上（前掲）四五頁他参照。

(15) 森公章「評の成立と評造」(前掲)四四~四七頁。

(16) ただ(F)に、「度相郡」(度会評)の建てられた年を「己酉年」(大化五年)としているその年次については、(E)における多氣・度会両評の建てられた年として生かして考える

ことはできるかもしれない。

(17) 藤原宮跡出土木簡に「旦波國加佐評」の表記がみえる(奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡』一、一九七八年、五四八号

五号木簡等)。

(18) 「辛亥年七月十日」はこの銘の刻まれた日ではなく、左

古臣が死去したその日に造像が発願されたその発願の日、

とみた方が妥当であろう(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋舎、一九七九年、一五三頁。東野治之『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年、第二部所収『続日本紀』所載の漢文作品』一三三五頁、等参照)が、いずれにしても、辛亥年(白雉二年)七月十日の段階で笠評の存在したことは確かといえよう。

(19) 伊藤純『岡山県立博物館蔵の須恵器銘「馬評」について

〔『古代文化』三五一、一九八三年〕。福島正美「那谷金比羅山塚群」(石川県埋蔵文化財センター『昭和五九年度埋蔵文化財調査概要』一九八五年)。

(20) 松原弘宣『熟田津と古代伊予国』創風社出版、一九九二

年、第二部第一章「古代地方官衛群の形成過程」。

(21) 藤原宮跡出土木簡に「宍粟評」の表記がみえる(奈良國立文化財研究所『藤原宮木簡』二、一九八一年、五四八号木簡)。

(22) 「国造本紀」には、播磨地方の国造として針間国造・針

間鴨国造・明石国造の三国造を載せており、針間国造は、後の播磨国篠磨郡・神崎郡・揖保郡・宍粟郡・赤穂郡・佐用郡など、播磨西部の市川・揖保川・千種川流域をクニとし、針間鴨国造は、後の播磨国賀古郡・印南郡・賀茂郡・美嚢郡・多可郡など、播磨東部の加古川流域・明石国造は

後の播磨国明石郡の地域をクニとしたと考えられる。ただ延喜十四年(九一四)段階であるが、播磨国の国造田が六町(一国造分)であったことからすると、播磨地方の国造は、孝徳期における国造制の再編によって一つにまとめられた可能性もあり、あるいはまた、播磨国造はもともと一

国造であり、「国造本紀」の三国造のうちの二国造は、実際には国造職を世襲しておらず、後に国造氏に認定されたにすぎない(「国造本紀」の「国造」が国造氏であると考えられる点については拙稿「国造本紀についての二・三の問題」〔『成城短期大学紀要』二〇、一九八九年、三〇~三八頁参照〕、といった可能性も否定できない。いずれ

にしても、以下の本文の論旨に変わりはない。

(23) 藤原宮跡出土木簡に「^(参考)加麻評」の表記がみえる（奈良

国立文化財研究所『藤原宮木簡』一、前掲、一九四号木簡）。

(24) 「播磨國風土記」においては、このほかに「石川王為總領之時。改為広山里」（据保郡広山里条）とある「広山里」

も、石川王が總領であった時は孝徳期と考えられるのであり（拙稿「国司制成立過程の再検討」佐伯有清編『日本

古代中世史論考』吉川弘文館、一九八七年）一一三—一六頁参照）、この時期における「里」とみるとができる。

(25) 磯貝正義『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館、一九七八年、第一編第四章「評及び評造制の研究(一)」一一〇頁参考。

(26) 蘭田香融『日本古代財政史の研究』前掲、三三九—三四〇頁。

(27) 磯貝正義『郡司及び采女制度の研究』前掲、第一編第一章「郡司任用制度の基礎的研究」二五—二七頁。

(28) 大山誠一「大化改新像の再構築」前掲、五〇八頁注(87)。

(29) 鎌田元一「評の成立と国造」（前掲）七七—七八頁注(18)等。

(30) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』索引・論考篇、吉川弘文館、一九八四年、第三十一「因幡国伊福部臣古志」の研究

四二一～四二二頁他。

(31) 佐伯有清『古代氏族の系図』学生社、一九七五年、二「伊

福部臣氏の系図」八九—九二頁。

(32) 『続日本紀』宝龜二年二月丙申条、同十二月丙寅条。

(33) 『続日本紀』宝龜五年二月壬辰条。

(34) 伊福部臣氏が国造であったと主張したのは、郡領家としての家柄を誇示しようとしたためと考えられる。佐伯有清

『古代氏族の系図』前掲、九一—九四頁参照。

(35) 佐伯有清『古代氏族の系図』前掲三「和氣公氏の系図」。

義江明子『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年、

第三編第一章「古代系譜の構造」、等参照。

(36) 佐伯有清『古代氏族の系図』前掲、一三六—一三七頁。

松原弘宣『熟田津と古代伊予国』前掲、第一部第二章「畿内王權と伊予の地方豪族」七六—七九頁。なお松原氏は、伊予国の別公氏が建てた評は「評あつたとされ、評造小乙下意伊古乃別君の評は湯評（温泉郡）であつたとされてい

る。

(37) 因支首（和氣公）氏の一族は、『日本三代実録』貞觀八年（八六六）十月戊戌条の改姓記事や、貞觀九年二月十六日付の「讃岐國司解」などから、讃岐国の那珂郡・多度郡に分布していたことが知られる。

(38) 松原弘宣『古代の地方豪族』吉川弘文館、一九八八年、

第二章「讃岐国西部地域における地方豪族」七六～七七頁。

(39) 田中卓一『古代氏族の系譜』(芸林) 七一四、一九五六
年)。是沢恭三「粟鹿大明神元記の研究」一・二(『日本学

士院紀要』一四一三・一五一一、一九五六年・五七年)。

溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』第一法規出版、一九

八二年、第三章「個別系譜の研究」、等参照。

(40) 森公章『評の成立と評造』(前掲) 五一、五五頁。山尾
幸久「大化年間の国司・郡司」(前掲) 八五〇八七、一〇

二九一〇三頁。

(41) 『日下部系図』(栗鹿神社所蔵)『田道間国造日下部足尼家
譜大綱』、『続群書類從』卷百七十二所収『日下部系図』、

同『日下部系図別本(朝倉系図)』による。なお、右のうち、『日下部系図別本(朝倉系図)』において、日下部表米

の譜文に「難波ノ朝廷。戊申年養父郡ノ大領ニ補佐セラル。
在任三年」とあるのは注意される。もとより信憑性の問題
はあるが、「戊申年」(大化四年)という独特の建評年次を

伝えていることからすると、その信憑性は一概には否定で
きないとと思うのであり、大化四年の建評ということは、孝
徳朝の「天下立評」を大化五年とか白雉四年といつた單一
の年度に求めることはできない、とする私見に整合するも

のである。

(42) 鎌田元一『評の成立と国造』(前掲) 六八～六九頁。

公章『評の成立と評造』(前掲) 五〇～五一頁。